

平成 29 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備を行う補助事業者の募集についての
公示

平成 29 年 2 月 23 日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

平成 29 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備のうち講習会等の周知活動や審査体制の整備、中小工務店への支援、省エネ性能の表示制度の定着等に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

※本公募は、平成 29 年度予算によるものであり、平成 29 年度予算成立が事業実施の前提となります。

1. 事業概要

1) 事業名

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

2) 事業目的

平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020 年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する」とされているところ。本事業では、このような状況の下で必要となる、供給側及び審査側が滞りなく対応するための環境や体制の整備を行う。

3) 事業内容

- ①住宅・建築物の省エネ対策に関する事業者等への支援活動の実施
- ②住宅・建築物の省エネ対策に関する普及活動の実施
- ③住宅・建築物の省エネ対策に関する推進体制の整備

2. 公募期間

平成 29 年 2 月 23 日(木)14 時 00 分～平成 29 年 3 月 9 日(木)18 時 00 分

(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～4) までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 4) その他、提案事業を的確に遂行するために、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。
 - ①住宅・建築物の省エネ対策に関する事業者等への支援活動の実施
 - ・住宅・建築物の省エネ関連の制度に係る審査制度または認定取得等に関する、専門的な知識や必要なノウハウを有すること。
 - ・住宅・建築物の省エネに関する幅広い知識を有すること。
 - ②住宅・建築物の省エネ対策に関する普及活動の実施
 - ・住宅・建築物の省エネ対策に関する幅広い知識を有すること。
 - ・全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。
 - ③住宅・建築物の省エネ対策に関する推進体制の整備
 - ・住宅・建築物の省エネに関する幅広い知識を有すること。
 - ・住宅・建築物の省エネ関連の制度に係る審査制度または認定取得等に関する、専門的な知識や必要なノウハウを有すること。

4. 補助金の額 定額

5. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成29年2月23日(木)14時00分～平成29年3月7日(火)18時00分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

6. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成29年3月9日(木)18時00分まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 植田
電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、FAX等）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

7. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. (4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。